

何が変わるの？①

法に基づく調査・対策が増加します

法の適用となる事例が増加します

- (1) 指定区域が増加します
- (2) 行政との協議が必要となります

自治体は考えられるリスクから独自の判断を行うことが予想されます

- 例) ・指示される対策の内容
- ・地下水のモニタリング
- ・自然由来の土壌汚染

どう対応したら良いの？

事業内容と環境対策の両立について、行政と協議が重要になります

・・・対して、製造業者、開発業者は事業の支障がないようにリスクを確認し、対策を行う必要があります。

その際に求められるものとは・・・

- ① 行政当局との折衝能力
- ② 事業内容に適した対策の実行力
- ③ コストや期間の制限に対応する力

DOWAなら

- ① 行政対応経験が豊富 ⇒折衝力に自信あり
- ② 場外搬出から現地処理まで多様な浄化技術の選択が可能です
- ③ 調査から最終処理まで行う DOWA だから最適コストで提案できます

DOWAの調査技術「パネル⑧」をご覧ください

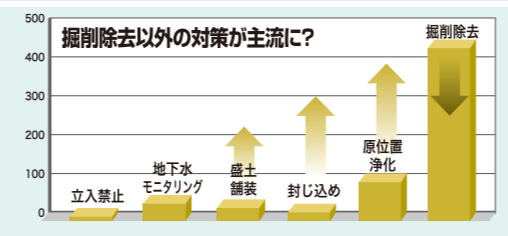
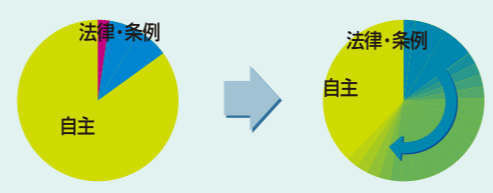
何が変わるの？②

掘削除去以外の対策法の採用が予想されます

リスクに基づいた対策が指示されるため、汚染拡散防止対策や場外への汚染土壌を搬出を避けた対策の増加が予想されます

掘削除去以外の対策法の採用が予想されます

これまでは自主調査・対策が全体の9割だった... 今度は、法や条例調査が主体となってくる？



どう対応したら良いの？

その際に求められるものとは・・・

- ① リスクに基づいた現地浄化技術の選択
- ② リスクに基づいた過不足のない対策計画

DOWAなら

- ① 多様な原位置対策技術の中から最適な対策を選択
- ② 複数の技術を検討し、過不足のない措置

DOWAの原位置浄化「パネル⑨」をご覧ください

何が変わるの？③

掘削除去を行う場合には、今まで以上に適正な処理が求められます

リスクに基づいた対策が指示されるため、汚染拡散防止対策や場外への汚染土壌を搬出を避けた対策の増加が予想されます



どう対応したら良いの？

事業者には、適正な処理を行う会社を選択する責任があります

- ① 汚染土壌の動きが把握できること (トレーサビリティの確保)
- ② 浄化工場を、いつでも見学できること (施設の信頼性)
- ③ 処理内容の説明を受け、その通りに処理が行われているかを確認すること

DOWAなら

国内初の認定浄化施設であるエコシステム花岡では、操業の開始から、①～③を忠実に守り土壌の浄化を行っています

DOWAの浄化施設「パネル⑩」をご覧ください